

## インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

### 【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

#### ① 契約



#### ② 取引完了後…



#### ③ よく見ると…

この請求書は、**インボイス番号がない**からAさんは**免税事業者**ということか…！

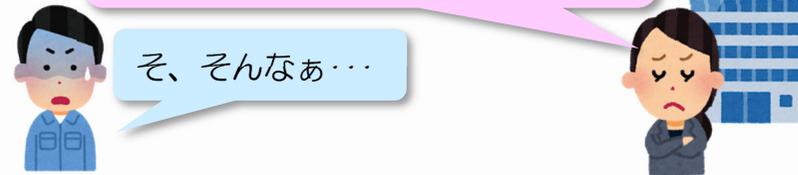
インボイス番号なし



#### ④ 結果…

Aさん、あなた**免税事業者**なら、**消費税相当額は払えない**なあ…

そ、そんなあ…



➤**それ、下請法違反です！**

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。



## 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注

単価 10万円

Aさんは免税事業者よね

発注書

下請事業者 A (個人事業者)

※ 継続的に取引が行われている関係

親事業者

② その後…

今後も踏まえ、インボイス登録をお願いします。

承知しました！

免税事業者

③ 課税事業者選択…

税務署

申請書

T1234...

課税事業者選択登録申請書

インボイス事業者になったから、次回は価格交渉しないと…

④ 次回発注における単価交渉

課税事業者になったので、単価の交渉をお願いします。

それは無理です！いつもの金額で発注させていただきます！

それは困ります…！



## ➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、**一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。

### 【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

① 要請文書発出

いきなり何だろう…？

取引先A (免税事業者)

取引先B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、**課税事業者**になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。  
承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）

免税事業者のままで、価格を据え置いてもらえませんか…？

免税のままなら**10%価格を引き下げます！**それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）

（取引を切られるのは困る…！）  
**課税事業者になります！**

ありがとうございます。では、**今まで通りの金額**でお願いします。

課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

## ➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

## <今後の取り組み(既実施のものを含む)>

### 【周知広報のための取り組み】

- ・ 業界団体等を通じた呼びかけ(業界団体への講師派遣、業界紙や機関誌への広告掲載)
- ・ 非対面・対面形式による説明会の開催等
  - 〔 オンライン説明会・対面式説明会の開催/オンライン説明会のアーカイブ動画の配信  
コールセンターや個別相談窓口の設置 〕
- ・ 個々の事業者に対するプッシュ型の周知(免税事業者を含む全事業者に対するリーフレットの送付等)
- ・ 国税庁HPにおける情報発信の充実(特設サイトの開設、制度に関するQ&A、パンフレット、動画の掲載)
- ・ 税理士会、関係民間団体等との連携(制度周知、e-Taxによる早期の登録申請の勧奨)

### 【事業者の準備を支援するための取り組み】

- ・ 中小企業団体を通じた経営相談窓口の体制を強化
- ・ デジタル化の強力な推進のために、デジタル化への重要性への気づきを促すとともに、専門家を派遣しサポート
- ・ IT導入補助金により、中小企業のバックオフィスの生産性向上に向けて、会計ソフト・受発注システム等の導入を支援
- ・ 持続化補助金により、インボイス制度導入等の環境変化も見据えて取り組む小規模事業者を支援
- ・ デジタルインボイスの実装に向けた取り組みの推進
- ・ 改正電子帳簿保存法の活用の推進

### 【免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備】

- ・ **免税事業者等に対する独占禁止法、下請法、建設業法に関するQ&Aと具体的事例の作成公表・アップデート**
- ・ 各業界団体への法令遵守要請(Q&Aの送付 等)
- ・ 相談窓口での対応(下請かけこみ寺、駆け込みホットライン)
- ・ 下請Gメンや書面調査による状況把握
- ・ 公共調達における価格転嫁の必要性についての自治体への周知
- ・ 免税事業者が課税転換する際の環境整備